（一般競争について公告をする事項）
第６条　前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。
一　競争入札に付する事項
二　競争に参加する者に必要な資格に関する事項
三　契約条項を示す場所
四　競争執行の場所及び日時
五　入札保証金に関する事項
六　一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうち一の契約による調達後において調達が予定されている物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付
七　会計規程第35条第２項の規定による申請の時期及び場所
八　第10条に規定する文書の交付に関する事項
九　落札者の決定の方法
２　契約を担当する職員は、前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。
３　契約を担当する職員は、第１項の規定による公告において、当該職員の氏名及びその所属する課部門の名称並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により、記載するものとする。
一　調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量
二　入札期日又は会計規程第35条第２項の規定による申請の時期
三　契約を担当する職員の氏名及びその所属する課部門の名称
（指名競争の公示等）
第７条　契約を担当する職員は、特定調達契約につき指名競争に付そうとするときは、第５条第１項の規定の例により、公示をしなければならない。
２　前項の規定による公示は、前条の規定により一般競争について公告をするものとされている事項のほか、会計規程第35条第２項の規定による基準に基づく指名競争において指名されるために必要な要件についても、するものとする。
３　前項の基準により指名される競争参加者に対しては、前条第１項第１号及び第３号から第５号までに掲げる事項を第１項の規定による公示の日において当該競争参加者に通知するものとする。
４　前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。
一　一連の調達契約にあっては、前条第１項第６号に掲げる事項
二　契約の手続において使用する言語
（公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱い）
第８条　研究所理事長又はその委任を受けた職員は、契約を担当する職員が特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において公告をし又は指名競争に付そうとする場合において前条第１項の規定による公示をした後、当該公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者から会計規程第35条第２項の規定による申請があったときは、速やかに、その者が会計規程第35条第２項に規定する資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならない。
２　契約を担当する職員は、特定調達契約に係る指名競争の場合においては、前項の規定による審査の結果会計規程第35条第２項に規定する資格を有すると認められた者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、第７条第３項に規定する事項及び第４項各号に掲げる事項を通知しなければならない。
３　契約を担当する職員は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請を行った者から入札書が第１項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時において、一般競争の場合にあっては第６条第１項第２号に規定する競争に参加する者に必要な資格を有することを認められることを、指名競争の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。
４　契約を担当する職員は、第１項の審査資格の申請があった場合において、開札の日時までに同項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。
（郵便等による入札）
第９条　契約を担当する職員は、特定調達契約につき郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。
（入札説明書の交付）
第10条　契約を担当する職員は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。
一　第６条又は第７条第２項の規定により公告又は公示をするものとされている事項（ただし、第６条第１項第８号に掲げる事項を除く。）
二　調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細
三　開札に立ち会う者に関する事項
四　契約を担当する職員の氏名並びにその所属する課部門の名称及び所在地
五　契約の手続において使用する言語
六　契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項
七　その他必要な事項
（随意契約によることができる場合）
第11条　特定調達契約については、次に掲げる場合に該当するときに限り、随意契約によることができる。
一　一般競争又は指名競争に応ずる入札がない場合、行われた入札がなれ合いによる場合若しくは入札に関する条件に合致していないものである場合。ただし、当初の入札の要件が契約の締結に当たって実質的に修正されないことを条件とする。
二　他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。
三　既に調達した物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）の交換部品その他の既調達物品等に連接して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障を生ずるおそれがあるとき。
四　研究所の委託に基づく研究開発の結果製造された試作品等の調達をする場合。
五　既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば、既契約工事の完成を確保する上で著しい支障を生ずるおそれがあるとき。
六　計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に連接して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に連接して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第４条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第６条の公告又は第７条の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。
七　緊急の必要により競争に付することができない場合。